

事 務 連 絡  
平成 31 年 3 月 8 日

都道府県  
消費生活相談担当課 御中

消費者庁消費者政策課

「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応  
に際してのマニュアルについて」の活用について

日頃から、消費者行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本日、ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）第 17 条の「ギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等」の推進を図る観点から、金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室及び当課から、「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルについて」を発出しました。

このマニュアルを発出する過程で、複数の地方公共団体に状況をお伺いしたところ、多様な消費生活相談への対応を円滑に進める上で、のめり込みの状況が懸念される他の領域（インターネットの長時間使用、多頻度な買物など）でも、このマニュアルを参考にできないかとの御意見を頂きました。

一見すると「依存」状況にあるように見えるこれらの事象をめぐっては、現時点において、確立したエビデンスを把握するための調査等が実施された等の状況にはないため、「依存」として評価すべきであるかを含め、慎重に考えられるべきものですが、このマニュアルをより広範に活用することに関し、各地域の精神保健福祉センター等と御相談の上で、合意形成を図ることができた場合においては、対応に際して参考となる資料として御活用いただくことも考えられますので、念のためお知らせします。

（問合せ先）

消費者庁消費者政策課 澤野

電 話 03-3507-9197

F A X 03-3507-7557